

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

【本則関係】

- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第二百七十九号）…………… 1



○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第二百七十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条〜第三条（略）</p> <p>（公共施設等の管理者等による利用料金の收受等）</p> <p>第四条 公共施設等の管理者等（法第二条第三項に規定する公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）をいう。次項において同じ。）は、同条第六項に規定する公共施設等運営事業（附則第二条第一号において「公共施設等運営事業」という。）の円滑かつ効率的な遂行を図るため、法第九条第四号に規定する公共施設等運営権者（以下この条において「公共施設等運営権者」という。）が法第二十三条第一項の規定により自らの収入として收受する利用料金（以下この条において「利用料金」という。）を、当該地方公共団体が徴収する料金（これを対価とするサービスの提供が当該利用料金を対価とするサービスの提供と密接な関連を有するものに限る。）と併せて收受する必要があると認めるときは、当該公共施設等運営権者の委託を受けて、当該利用料金を收受することができる。</p> <p>2（略）</p> <p>第五条（略）</p> <p>附則 （施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、法の施行の日（平成十一年九月二十四日）から施行する。</p>	<p>第一条〜第三条（略）</p> <p>（公共施設等の管理者等による利用料金の收受等）</p> <p>第四条 公共施設等の管理者等（法第二条第三項に規定する公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）をいう。次項において同じ。）は、同条第六項に規定する公共施設等運営事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、法第九条第四号に規定する公共施設等運営権者（以下この条において「公共施設等運営権者」という。）が法第二十三条第一項の規定により自らの収入として收受する利用料金（以下この条において「利用料金」という。）を、当該地方公共団体が徴収する料金（これを対価とするサービスの提供が当該利用料金を対価とするサービスの提供と密接な関連を有するものに限る。）と併せて收受する必要があると認めるときは、当該公共施設等運営権者の委託を受けて、当該利用料金を收受することができる。</p> <p>2（略）</p> <p>第五条（略）</p> <p>附則 （施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、法の施行の日（平成十一年九月二十四日）から施行する。</p>

(旧資金運用部資金等の繰上償還の申出に係る水道等公共施設等運営事業に関する計画に定めるべき事項)

第二条 法附則第四条第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 水道等公共施設等運営事業(法附則第四条第一項に規定する水道事業等(以下この条及び次条第二項において「水道事業等」という。)に係る公共施設等運営事業をいう。以下この条及び次条において同じ。)(に係る法第十九条第二項各号に掲げる事項

二 水道等公共施設等運営事業が開始された日(水道等公共施設等運営事業の開始前に法附則第四条第一項の規定による繰上償還の申出を行う場合にあつては、当該申出を行う日)の属する年度の前年度(次号において単に「前年度」という。)における特定水道事業等(水道事業等のうち、当該水道等公共施設等運営事業に係る同項に規定する公共施設等を用いて行われたものをいう。次号において同じ。)の収支の状況

三 前年度における水道事業等に要した費用の額に対する特定水道事業等に要した費用の額の割合

四 水道等公共施設等運営事業の収支の見通し

五 前各号に掲げるもののほか、水道等公共施設等運営事業に関する維持管理の方針その他の水道等公共施設等運営事業に関し内閣府令・総務省令・財務省令で定める事項

(旧資金運用部資金等の繰上償還に係る手続)

第三条 法附則第四条第一項の規定による繰上償還の申出及び水道等公共施設等運営事業に関する計画の提出は、内閣総理大臣、総務大臣及び財務大臣に対して行うものとする。

2| 内閣総理大臣、総務大臣及び財務大臣は、前項の申出及び提出をした

(民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部改正)

第二条 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令(昭和六十二年政令第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第六項」を「第七項」に、「第八項」を「第九項」に改める。

附則第二条の見出し中「附則第十四条第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第一項中「及び」を「又は」に改め、「同項第二号」の下に「若しくは同条第三項第二号若しくは第三号」を加え、同条第二項中「附則第十四条第一項第三号」の下に「又は第三項第四号」を加える。

附則第三条(見出しを含む。)中「附則第十五条第一項」の下に「又は第三項」を加える。

附則第四条の見出し及び同条第一項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第二項中「附則第十五条第一項」の下に「又は第三項」を加える。

(都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正)

第三条 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令(昭和四十一年政令第百二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。  
附則第五項中「附則第二項」の下に「又は第四項」を加える。

地方公共団体の水道事業等の経営の健全化が特に必要であり、かつ、当該地方公共団体から提出された水道等公共施設等運営事業に関する計画の内容が当該地方公共団体の水道事業等の健全かつ効率的な運営に相当程度資するものであると認めるときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体に通知するものとする。

3 前項の規定による通知をした場合において、当該繰上償還に係る資金が法附則第四条第一項に規定する旧公営企業金融公庫資金（次項において「旧公営企業金融公庫資金」という。）であるときは、内閣総理大臣、総務大臣及び財務大臣は、地方公共団体金融機構に対し、遅滞なく、当該通知に係る地方公共団体の繰上償還に応ずるよう要請するものとする。

4 第二項の規定による通知を受けた地方公共団体は、繰上償還の額、繰上償還の期日その他の繰上償還を行うために必要な事項を記載した申請書を、当該繰上償還に係る資金が法附則第四条第一項に規定する旧資金運用部資金である場合にあつては財務大臣に、当該繰上償還に係る資金が旧公営企業金融公庫資金である場合にあつては地方公共団体金融機構に、それぞれ提出するものとする。

(削る)

附則第六項中「附則第八項」を「附則第九項」に改める。

(建設省組織令の一部改正)

第四条 建設省組織令（昭和二十七年政令第三百九十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十号中「附則第十五条第一項」の下に「及び第三項」を加える。

第八条第四号中「並びに」を「及び」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に改める。

第四十五条第四号中「附則第十五条第一項」の下に「及び第三項」を加える。

第五十五条第九号中「並びに」を「及び」に、「及び第二項」を「か

ら第三項まで「に改める。」